

ア 設置の趣旨及び必要性

1. 設置の趣旨

本学の沿革と総合リハビリテーション学部、学科創設の目的

神戸学院大学を有する学校法人神戸学院は、平成 24 年に創立 100 周年を迎えた。その歴史は神戸市兵庫区に森わさが私立森裁縫女学校を創設した明治 45 年に遡り、以来 50 余年間学校法人神戸学院の主な領域は女子教育の分野にあったが、昭和 41 年に森茂樹博士によって男女共学 4 年制の神戸学院大学が創設された。

森は当時文部省へ提出した神戸学院大学栄養学部の設置認可申請書において、大学の建学の理念を「人文社会学を修め、広くかつ高い人生観・社会観を基盤とする人間育成につとめると共に一層高度の専門学の学理の修得と研究の実践とによって旺盛な真理愛好精神の涵養に精進」するところにあると述べ、本学が育成する人材像を「自主的で個性の発達した良識ある社会人」であるとした。

本学は、森が教育の理想として掲げた「真理愛好・個性尊重」を建学の精神とし、「自主的で個性豊かな良識のある社会人の育成」を教育目標として、栄養学部の設置以降、法学部、経済学部、薬学部、人文学部、経営学部、総合リハビリテーション学部、現代社会学部の 8 学部からなる神戸市で学生収容定員が最も多い総合大学となった。キャンパスは、神戸市西区の有瀬に加えて、神戸市長田区の長田キャンパスと神戸市中央区のポートアイランドキャンパスの 3 キャンパスを有するに至っている。

本学は大学憲章において「地域の住民・産業界と共に進化する」ことが大学の目指す姿の一つとして謳っており、教育研究分野においても、また大学としての地域連携あるいは社会貢献の形においても、その実践を積み重ねてきた。平成 24 年度には「地域と共生する大学づくり」をテーマとした文部科学省共催の「熟議」を開催するに至っている。

総合リハビリテーション学部医療リハビリテーション学科では、開設当初より、少子高齢化が急激に進むわが国の現状や種々の地域課題に対して、リハビリテーション技術をもって具体的な貢献のできる人材育成を目標に、社会保障に関わる諸制度をよく理解し、保健・医療・福祉の臨床・研究分野で活躍できる人材育成を図ってきた。この度、これら一連の教育活動を省みると共に、今後、さらに高度化するリハビリテーション技術の動向を見据えて、医療リハビリテーション学科理学療法学専攻、作業療法学専攻と

いう組織を廃し、それぞれ理学療法学科、作業療法学科として、一層の教育充実を図りたい。

2. 学科設置の必要性

1) 社会的要請

21世紀を迎え、わが国の社会はより一層少子高齢化が進み、寝たきりや要介護状態・要支援状態にある高齢者が急速に増加する中で、これらの人々が生き生きと、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で、人生の最期に至るまで目標のある生活が継続できる地域社会を構築する必要がある。

平成12年度の介護保険開始以来、介護サービス利用者は増加の一途を辿り、それに伴って介護保険に関わる財政上の費用も増加している。それらの財源やサービスを適正に、効率よく運用していくためには、①利用者のニーズに対応した、コストパフォーマンスの高い、きめの細かい、質の高いサービスの選択と提供できる人材の育成、②障害を持つ人々の2次的・3次的障害の予防と予備群となる人々の健康維持の推進、③要介護状態となった場合でも在宅生活を可能とする支援システムの構築や福祉用具の開発などが重要な課題となる。

これらの社会的要請に応えるには、質の高い理学療法士と作業療法士の育成、特に個々の専門職としての独立性と専門性が求められ、専門ごとの充実した研究を推進してゆく必要がある。

他大学においても理学療法学科、作業療法学科を設置する大学が増え、その専門性を前面に打ち出している。本学においても、学部における既設学科である社会リハビリテーション学科を含めた3学科を柱とする教育体制を強化し、その独自性と専門性を明確にして、教育と研究の充実を図る必要がある。

【資料1：他大学における学科構成名称一覧】

2) 地域的要請

本学の所在する兵庫県は、北を日本海、南を瀬戸内海に面し、その中心に中国山地が聳え、温暖な瀬戸内や降雪地域の気候を同時に有する県である。産業形態ではこれらの地域性から工業、林業、農業、漁業、サービス業といった全ての業態を包括した圏域でもある。

現在兵庫県下における理学療法士・作業療法士の養成校数は、理学療法学科を有する大学6校と専門学校7校、作業療法学科を有する大学4校と専門学校5校である。また県下で働く理学療法士数は4,000名、作業療法士は2,000名におよんでいる。

3) 教育的要請

「総合リハビリテーション学部」は、人々の健康と生活の質の向上に資する、高度化・多様化した医療・介護の技術及び諸制度に熟知した専門家を育成する。

リハビリテーションは単に身体的回復にとどまらず、全人間的復権をその理念とする。「総合リハビリテーション学部」では、この理念に基づき幅広い教養と深い専門教育を行ってきた。また、本学では平成17年には「総合リハビリテーション学部」設置当初より理学療法と作業療法の共通性と個別性、独自性を学生募集段階で明確に理解できるように配慮してきた。その一つは、取得できる学位であり、理学療法学専攻が「学士(理学療法学)」、作業療法学専攻が「学士(作業療法学)」とその専門性を明確に分ける方針を打ち出し認可されている。一方、入学前や入学初年時より将来の進路を明確に提示し、学生に理解させる環境として「理学療法学入門演習」や「作業療法入門演習」などの科目を開設し、また履修ガイダンスにおいてもディプロマポリシーを示してきた。

現行の神戸学院大学学則第2条の7では、学部開設来、理学療法学専攻、作業療法学専攻と社会リハビリテーション学科を学部の3本の柱と位置づけてその設置目的を記載しており、実質的に学科レベルの取り扱いをしてきた。

カリキュラムにおいては、総合リハビリテーションの名の下に、共通性と独自性、専門性を明確化し、相互を理解するために共通する科目（総合リハビリテーション論）を設定する一方で、専門分野に応じた実習・演習の分化を図り、業務に応じた分担の明確化と専門性を養う工夫を行っている。また、専門性が育成されたことを受けてその専門性がいかに互いに有機的に結びつくべきかを論じるために共通する科目（総合リハビリテーション論演習）を設定し、将来の業務を想定した現実的な諸問題を協働することによって解決する方法などを模索してきた。

平成21年にはカリキュラムを変更し、同時に総合リハビリテーション学研究科医療リハビリテーション学専攻・社会リハビリテーション学専攻(修士課程)を開設し、平成23年には医療リハビリテーション学専攻(博士後期課程)を開設するなど、常に自らの教育内容の充実、教育環境の向上に努めてきた。このように教育環境としても、今後3学科を柱とする教育体制を強化し、特に理学療法学科と作業療法学科の独自性と専門性を明確に示す必要がある。

3. 教育研究上の目的及び人材養成の目標

理学療法学科の人材養成目標は、理学療法士国家資格取得をめざすとともに、医療にとどまらず保健・福祉の分野においても活躍できる有為な人材を養成することである。

医療、福祉、障害予防、健康増進に対応できる人材養成にあたり、人の心身に対応できる基礎的な対応力と思考力を育成する。基礎医学科目や評価科目、治療技術に関する科目により、臨床的な対応能力をつける。さらに、研究を3年次より開始し、臨床実習という実践経験をふまえた卒業研究の機会を与え、応用的な問題解決能力と研究力を養う。

卒業後、保健医療福祉という広範な分野で、「人を理解し、人に応じた環境整備、人の活動と参加を支援する理学療法士」としての就業、研究開発分野での就業や研究科への進学を本学科の進路としている。

作業療法学科の人材養成目標は、作業療法士国家資格取得をめざすとともに、障害の軽減技術を有し、精神保健ならびに福祉分野との連携を保つことができ、福祉用具の導入計画や適用判定・バリアフリー住環境整備・障害者の就労・労働環境改善などに積極的に携わる意欲のある人材を養成することである。

医療の知識に加えて「人が行う諸活動の理解」が重要である。そのために初年次から実習・演習科目を設け、職業意識を高めるとともに作業活動が人に与える影響を学び、それらの論理化を通じて人の暮らしへ汎化させる能力をつける。また、基礎医学科目に加えて、活動、人、環境社会の特性を評価でき、治療技術科目や福祉用具に関する実習を通じて人の暮らしを支援する実践的技術と多彩な環境における適応や総合的支援ができる能力を育成する。さらに、3年次初頭より作業療法研究を通じて研究力、開発力、問題解決力を養う。

卒業後、医療や福祉、精神保健、地域社会などの分野で「人の活動と参加、環境整備を直接的に支援する作業療法士」として就業、福祉機器開発分野の就業や研究科への進学を進路としている。

4. 教育上の到達目標

総合リハビリテーション学部の教育課程編成・実施の方針として、大学生としての学力、社会人としての態度の修得に加えて、専門職を目指す学生としての教育目標を達成するためのカリキュラムを設定している。特に専門職として資格取得を前提としているため、各資格取得に必要な指定規則に準ずると共に、さらに高度且つ充実させるための内容を加味した。

具体的な到達目標として、

理学療法学科では、

- ①理学療法士国家試験に合格する知識・技術を習得していること
- ②卒業後、自らが担当する業務に誠実に対応する意識をもっていること
- ③卒業研修の方向性を自ら考察できる能力を習得していること
- ④自らが関わる業務以外の分野へも旺盛な好奇心をもっていること

作業療法学科では、

- ①作業療法士国家試験に合格する知識・技術を習得していること
- ②人が行う諸活動を深く理解し、分析・考察できる能力を習得していること
- ③個人特有の心の問題を、分析・考察できる能力を習得していること
- ④生活への適応に関する問題を、分析・考察できる能力を習得していること

5. 組織として研究対象とする中心的な学問分野

理学療法学科及び作業療法学科では、理学療法士国家資格あるいは作業療法士国家資格取得をめざすとともに、人々の健康と生活の質の向上に資する、高度化・多様化した医療・介護の技術及び諸制度に熟知した専門家を育成することを目指している。この目的を達成するために、研究組織としては、①解剖学、生理学、薬理学、分子生物学などを含む、生体機能・病態解析学分野、②神経疾患、運動器疾患の基礎的研究や治療法の開発、リハビリテーション医学などを含む、神経・運動機能リハビリテーション分野、③作業科学、発達障害学、脳科学、精神医学などを含む、作業活動・脳機能リハビリテーション分野、④高齢者リハビリテーション、義肢装具学、福祉用具・福祉機器の開発、住宅改修などを含む、生活支援補完学分野、の学問分野を研究対象とし、それらの分野の高度な学識を持つ教員を置き、よって学部全体の研究力を高め、教育を支えるようにする。

イ 学部、学科等の特色

1. 総合リハビリテーション学部の学科構成と特色

1) 総合リハビリテーション学部の構成

「総合リハビリテーション学部」では、理学療法学科(理学療法士養成：定員 40 名)、作業療法学科(作業療法士養成：定員 40 名)、社会リハビリテーション学科（社会福祉士養成・精神保健福祉士養成：定員 90 名）の 3 学科を編成する。

2) 総合リハビリテーション学部の特色

神戸学院大学は、8 学部 8 大学院研究科を擁する総合大学として①世界的研究・教育拠点②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能を「真理愛好・個性尊重」という建学の精神のもと各学部・研究科がその役割を担っている。総合リハビリテーション学部はこれらのうち、「特定の専門的分野の教育・研究」を担当している。すなわち、理学療法士、作業療法士、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得を基本としながら、活動制限や参加制約のある人々の生活機能の維持回復を目指すため、専門知識及び技術を修得し、広く社会に貢献する人材を養成することを目標とし、3 学科がそれぞれの専門性を活かしながら、一つの課題に協力して取り組むことにより、医療や福祉の現場で求められるチームワークの大切さを理解し、問題対応力、実践力を習得させ、さらに開発力、研究力をも養うことを目的としている。

3) 理学療法学科の特色

理学療法学科では、理学療法士国家資格取得をめざすとともに、医療にとどまらず保健や福祉の分野においても活躍できる有為な人材を養成する。また、医療、福祉、障害予防、健康増進に対応できる人材養成にあたり、理科科目（生物、化学、物理）と、「コミュニケーション論」を通じて、人の心身に対応できる基礎的な対応力と思考力を育成する。基礎医学科目や評価科目、治療技術に関する科目により、臨床的な対応能力をつける。さらに、研究を 3 年次より開始し、臨床実習という実践経験をふまえた「卒業研究」の機会を与え、応用的な問題解決能力と研究力を養う。

4) 作業療法学科の特色

作業療法学科では、作業療法士国家資格取得をめざすとともに、精神保健並びに福祉分野、福祉用具の導入計画や適用判定、住環境整備、労働環境改善など多方面で活躍できる人材を養成する。

このためには、医療の知識に加えて「人が行う諸活動の理解」が重要であり、初年次から専門教育科目において作業活動学講義・実習科目を設け、職業意識を高めるとともに「作業活動が人に与える影響」を学修する。また、基礎医学科目に加えて活動や人、

環境を評価し、人の暮らしを支援する実践的技術科目群を通じて、総合的支援ができる能力を身につける。3年次では各分野の治療技術学や治療学実習を通じて実践的知識と技術習得を図り、作業療法臨床技能実習により実践力と問題解決力を育成し、年間を通じて行う作業療法研究にて研究力、開発力、問題解決力を養う。4年次には長期にわたる臨床実習を行い知識と技術の統合を行う。

ウ 学部、学科等の名称及び学位の名称

学部・学科及び学位並びに英訳名称は以下のとおりとする。

総合リハビリテーション学部（英訳名称：Faculty of Rehabilitation）

理学療法学科（英訳名称：Department of Physical Therapy）

学士(理学療法学)（英訳名称：Bachelor of Physical Therapy）

作業療法学科（英訳名称：Department of Occupational Therapy）

学士(作業療法学)（英訳名称：Bachelor of Occupational Therapy）

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の考え方

1) 教育の基本理念（学部）

本学の建学の精神「真理愛好・個性尊重」を基盤とし、自主的で個性豊かな良識ある社会人を育成する。豊かな人間性と深い教養を備え、社会に貢献できる有能な人材、とりわけ、保健・医療・福祉の向上と地域社会に貢献できる専門職者を育成する。

2) 教育目標（学部）

(1) 総合リハビリテーション学部・学科の教育目標

総合リハビリテーション学部は、学則第2条の7において以下のように教育・研究上の目的を定め、公開している。

① 総合リハビリテーション学部

総合リハビリテーション学部の目的は、理学療法士、作業療法士、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得を基本としながら、活動制限や参加制約のある人々の

生活機能の維持回復を目指すため、専門知識及び技術を修得し、広く社会に貢献する人材の養成することとし、学科ごとの目的を以下のように示した。

②理学療法学科

理学療法学科の目的は、医療及び社会の要請により理学療法の対象範囲が拡大しているなか、疾病又は障害を有する人の機能障害・活動制限・社会参加制約の改善に加えて、健康の維持・増進から在宅生活支援までを含む、多様な対応を担うことができる理学療法士を養成することとする。

③作業療法学科

作業療法学科の目的は、医療及び社会の要請により作業療法の対象範囲が拡大しているなか、身体機能・精神機能の回復、社会適応能力・対人関係能力の改善、発達機能の向上等、作業療法の多様な対応を担うことができる作業療法士を養成することとする。

2. 教育課程の編成の特色

1) 両学科の教育課程の編成

総合リハビリテーション学部の教育課程は、共通教育科目、専門教育科目で構成される。専門教育科目は、学部・学科合同科目と各学科別科目に分かれる。

(1) 共通教育科目

総合リハビリテーション学部が取り入れる共通教育科目は、既存の学部と共通の基盤を持つリテラシー科目群及び文理8学部を擁する本学の特長を生かして広い視野と柔軟な思考力を育成するリベラルアーツ科目群で構成される。リテラシー科目群は外国語、情報、基礎思考、社会人入門分野で構成され、社会が要求する大学卒業者としての一般素養を身につけさせることを目的としている。

また、図書館をはじめとする教育施設が整っており、総合リハビリテーション学部開設によって設置された各実習・研究施設は、理学療法士・作業療法士養成施設の中でも有数の規模と充実した内容を持ち、学科ごとのフロアー構成によって、充実した教育を実施している。

(2) 専門教育科目（学部・学科合同科目）

本学部は理学療法学科、作業療法学科、社会リハビリテーション学科の3学科で構成され、各学年に学部合同科目や学科合同科目を開講している。

初年次には学部学生が一同に会し、リハビリテーションに関して広い視野で学習する「総合リハビリテーション論」、「心理学」を開講する。また学科合同開講科目として「解剖学Ⅰ・Ⅱ」、「解剖学実習」、「生理学」を開講する。

2年次からは、専門性を配慮して学科合同開講科目として「脳神経科学」、「内科学Ⅰ・Ⅱ」、「整形外科Ⅰ・Ⅱ」などの専門基礎科目を開講している。

3年次には「医療安全管理論」、「救急医学」、「薬理学」を共通科目として開講し、さらなる専門性を重視している。

4年次には医療と福祉教育の総決算として「医療福祉連携論」を開講し、専門職集団としての役割を認識し、それぞれの学生が有機的に機能する視野の育成や医療倫理観の共有などを行う。【資料2 総合リハビリテーション学部理学療法学科・作業療法学科カリキュラム表】

(3) 専門教育科目（各学科別）

① 理学療法学科

- a. 1年次に「理学療法学入門演習」を開講し、大学における学修方法を修得させ学習意欲を高める。
- b. 理学療法学を学修する上で必要な物理・生物・化学を学ぶための専門入門分野科目を1年次で開講し、専門基礎分野科目、専門分野科目へのスムーズな移行を図る。
- c. 各年次に臨床実習（見学を含む）を導入することによって、学内での講義・演習・実習科目をより現実的、実践的に学修できるように工夫する。
- d. 知識伝達型の講義に偏ることなく小グループでの演習科目を多くし、臨床や研究上の疑問を科学的に解決していく能力を培う。
- e. 現代の社会的要請に応えるために地域住民に還元される地域理学療法学に関連した教育を充実させる。

i) 1年次に開講する科目の概要

1年次には、共通教育科目の学修のほか、専門入門分野・専門基礎分野科目やリハビリテーション及び理学療法学の学修の基礎となる各種の概論（総合リハビリテーション論、理学療法概論）などを開講する。また、「解剖学Ⅰ・Ⅱ」、「解剖学実習」、「生理学」、「人間発達学」、「運動学Ⅰ」などの人体の構造と機能及

び心身の発達に関する専門基礎分野科目を開講する。臨床実習として「リハビリテーション施設見学実習」を行う。

「理学療法学入門演習」では、学生に本学における学習の方法を周知させ、スムーズな学習が行えるように教育・指導する。また、「リハビリテーション施設見学実習」を行い、各施設の役割を理解すると共に、各職種が有機的に相互連携しながら活動している様子を見学することによって、リハビリテーションにおけるチームワークの意義を理解させる。

ii) 2年次に開講する科目の概要

運動学実習によって運動に関する理解を深めるとともに、「整形外科学Ⅰ・Ⅱ」、「内科学Ⅰ・Ⅱ」、「臨床神経学Ⅰ・Ⅱ」、「精神医学Ⅰ・Ⅱ」などの疾病と傷害・障害の成り立ちとその回復過程の促進について講義する。また、「理学療法評価学」の講義・実習を行う。続いて近隣の実習施設の理学療法室で「臨床検査測定実習」を行い、理学療法士の指導のもとに検査および測定を実施するとともに、理学療法業務全般を見学し、学生に入学時の動機を再確認させる。「物理療法学」、「運動療法学」、「義肢装具学」などの理学療法治療学関連の講義と実習を開始する。

iii) 3年次に開講する科目の概要

3年次には、理学療法治療学の知識・技術を修得させるための科目を多く開講している。理学療法学の分野ごとに講義することによって各種理学療法の理解を深める。3年次後期には、「臨床理学療法学演習Ⅰ・Ⅱ」を行い、学生を小グループに分け、症例を呈示し、その症例の評価・問題点・治療法を様々な側面から検討し、問題・課題解決の方法を修得させる。

また、「臨床評価実習」では学生に実習指導者の治療を模倣体験させる。この実習を通じてクライアントの問題点を広い視野から検証し、よりよい支援のありかたについて考える機会を提供する。

3年次後期から4年次後期にかけて「卒業研究」を体験させ、自然科学的研究法だけではなく、社会科学的・人文科学的研究法をも含め、これまでの理学療法学教育の中で生じた問題意識を整理し、問題解決能力を高める。

iv) 4年次に開講する科目の概要

4年次には、「理学療法臨床実習Ⅰ・Ⅱ」を行い、理学療法の治療技術と知識及び関連職種との具体的なネットワークの理解、医療人としての資質の統合を図る。これらの実習を経た後、総合リハビリテーション学部共通科目である「医療福祉連携論」を開講し、理学療法学科学生、作業療法学科学生、社会リハビリテーション学科学生にて小人数グループを構成し、理学、作業、社会リハビリテーションの各分野間連携の在り方について具体的かつ総合的に学修する機会を提供し、さらなる専門性と関連領域の理解と統合を目指す。

②作業療法学科

- a. 教育課程の編成にあたっては、総合リハビリテーション学部の共通科目を基軸に置き基礎医学系と治療技術系、支援技術系を組み合わせ治療技術と支援技術の統合を目指すカリキュラムとした。
- b. 1年次には、共通教育科目に加えて「作業療法入門演習」を開講し、学生の専門知識への関心高め、大学における学修方法の礎を育成する。
- c. 専門基礎分野では医学系の科目を早期に開講し基礎知識の充実を図る。
- d. 専門教育科目は、学部や学科の共通科目に加えて作業療法の基礎となる活動・社会参加を生活の根底に置き、その要因となる身体の構造や機能、環境要因、個人要因に関する評価、アプローチ方法を段階的に教授する。
- e. 1、2年次に臨床実習を配置し、講義・演習・実習の成果をより実践的視野で学修するよう工夫する。
- f. 支援技術系の科目に関しては、講義と実習を組み合わせ、知識だけでなく実践できる技術としての育成をはかる。
- g. 地域・在宅支援においては、発達、精神、身体、老年障害の各分野にわたる実習をおこない、具体的な地域における作業療法のありかたを学修する。
- h. 3年次において臨床実習に替わる「作業療法臨床技能実習」を学内でを行い、専任教員の指導のもと4年次に開講される「作業療法臨床実習Ⅱa・Ⅱb」を前提とした知識・技術の統合を図る。
 - i) 1年次に開講する科目の概要
1年次では共通教育科目に加えて学修の理解と関心を喚起するための「作業療法入門演習」を開講する。また、人体の構造と機能及び心身の発達に関連する

「解剖学Ⅰ・Ⅱ」、「解剖学実習」、「生理学」、「運動学」、「人間発達学」などの専門基礎分野科目を開講する。さらに、「作業活動学」、「作業活動学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を行い、自己体験を基にした作業特性と作業の有用性の検証を行い、作業活動の科学的理解を目指す。

ii) 2年次に開講する科目の概要

2年次では、疾病の成り立ちと回復に関する講義と評価学に関する講義を主体的に配置し、さらに、「作業と科学」、「作業療法学基礎理論」、「日常生活活動学」、「福祉用具論」など、対象者の理解、支援技術に関する講義・実習を並行させてすすめ総合的視点を培う。

「作業療法臨床実習Ⅰ」を通じて作業療法学の実際を認識し作業療法学への指向性を高め社会人・専門職者としての自覚を促す。

iii) 3年次に開講する科目の概要

3年次には、治療技術の実践を目指した治療学の講義・実習と疾患別の「日常生活活動学実習Ⅱ」および「福祉用具支援技術論・実習」等の支援技術系科目を開講し、さらに地域作業療法学において学外実習を行い技術の深化と広がりを求める。また、年間を通じて作業療法研究を実施し研究への取り組みを充実させる。

「作業療法臨床技能実習」を学内で行い、専任教員の指導のもと4年次に開講する「作業療法臨床実習Ⅱa・Ⅱb」をふまえて知識・技術の統合を図る。

iv) 4年次に開講する科目の概要

4年次には、「作業療法臨床実習Ⅱa・Ⅱb」を行い、作業療法の治療技術と知識及び関連職種との具体的なネットワークの理解、医療人としての資質の統合を図る。これらの実習を経た後、総合リハビリテーション学部共通科目である「医療福祉連携論」を開講し、理学療法学科学生、作業療法学科学生、社会リハビリテーション学科学生にて小人数グループを構成し、理学、作業、社会リハビリテーションの各分野間連携の在り方について具体的かつ総合的に学修する機会を提供し、さらなる専門性と関連領域の理解と統合を目指す。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

教員組織も、学部・学科で掲げる教育の特色、教育課程編成方針に従い編成されている。

完成年度 3 月 31 日時点において、理学療法学科の教員は職位別では教授 4 名、准教授 2 名、講師 3 名、助教 4 名、年齢構成は 60 歳代 4 名、50 歳代 4 名、40 歳代 5 名、合計 13 名の専任教員で構成される。作業療法学科の教員は職位別では教授 4 名、准教授 3 名、講師 3 名、助教 4 名、年齢構成については、60 歳代 4 名、50 歳代 4 名、40 歳代 6 名、合計 14 名の専任教員で構成され、いずれの学科も特定の年齢層への偏りがなくバランスがとれた構成となっている。両学科とも、専門入門分野科目、専門基礎分野科目及び専門分野科目の中核科目はほとんどが、専任教員によって担当されるのに十分な教員数である。

両学科の専任教員には、内科医、リハビリテーション医、小児科医、及び精神科医の 4 名の医師を含む。この 4 名の専任教員と 2 名の神経内科医の客員教授が、専門基礎分野科目の「人体の構造と機能及び心身の発達」と「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」に関するほぼ全科目を担当する。また、医学・医療、リハビリテーションを広く概説できるリハビリテーション医の資格を持った専任教員が概論（「総合リハビリテーション論」）を担当する。以上により、両学科の専門科目の学修に土台となる医学・医療について基礎から応用まで学び、最新の進歩にも対応できる教育課程を担保している。

両学科の専門科目群の多くは理学療法士あるいは作業療法士の資格を持った専任教員によって教授されるべきである。理学療法学科では、講師以上 7 名、助教 4 名の理学療法士の資格を持った専任教員を含む。作業療法学科では、講師以上 7 名、助教 4 名の作業療法士の資格を持った専任教員を含む。したがって、専門分野科目においても、十分な教育経験を持った専任教員によって担当されている。

なお、教育の質を保証するとともに、専任教員の過重負担とならないよう担当科目数及び担当時間数には配慮しており、専任教員一人当たりの持ちコマ数は原則として年間上限 6 コマ以内としている。

完成年度 3 月 31 日時点での理学療法学科専任教員の年齢構成

	教 授	准教授	講 師	助 教
40 歳代	0	0	1	4
50 歳代	2	1	1	0
60 歳代	2	1	1	0

完成年度 3 月 31 日時点での作業療法学科専任教員の年齢構成

	教 授	准教授	講 師	助 教
40 歳代	0	1	1	4
50 歳代	1	1	2	0
60 歳代	3	1	0	0

カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

総合リハビリテーション学部の理念を基にした共通教育科目、専門教育科目を開講し、履修指導を行う。履修にあたっては科目毎にシラバスを作成し、学生に提示することによって、講義・演習・実習の内容をあらかじめ把握させ、また、科目の選択に際しては詳細なガイダンスを行う。

1. 共通教育科目

総合リハビリテーション学部が取り入れる共通教育科目は、リテラシー科目群及びリベラルアーツ科目群で構成される。リテラシー科目群は外国語、情報、基礎思考、社会人入門分野で構成され、社会が要求する大学卒業生としての一般素養を身につけさせることを目的としている。リベラルアーツ科目群は文理 8 学部を擁する本学の特長を生かして広い視野と柔軟な思考力を育成することを目的としている。また、「海外地域研修 I」では、国際的センスの向上、グローバルなコミュニケーション能力の陶冶、異文化理解の促進を目的として実施している。学部長が科目担当者であり、学生からの相談等の窓口としての責任を持つ。①事前研修、②本学が交流協定を締結している海外の大学で行われる英語の授業・講義などの理解度及び学習進度に対して、現地において評価を受ける。③帰国後、事後研修を受けるとともに研修レポートを作成する。以上、①、②及び③の成績データを取

得後、本授業科目の目的が達成されているかについて学部教授会で審議し、合格と認めた場合に、共通教育リベラルアーツ科目の2単位を科目担当者である学部長が認定する。

2. 専門教育科目

以下に学科ごとに教育目標に沿った授業科目の開講と教育方法を記す。

1) 教育目標に沿った授業科目の開講と教育方法

(1) 理学療法学科

理学療法学科では、保健・医療・福祉の分野で、人の心身両面に対応できる理学療法士の養成を目指している。

このため、本学科では入学年次に理科科目・解剖学を教授し科学的基礎力を、「コミュニケーション論」により人に対する基礎力を醸成した上で、基礎医学、評価学、治療学といった科目を階層的に配するカリキュラム構成を図り、人の心を理解して高度な理学療法技術を提供できる人材養成を行っている。また、「卒業研究」を3年次から開始することにより、4年次に行う臨床実習と合わせて、応用的な問題解決能力の獲得を図っている。

① 生命の尊さを認識し、人に共感できる豊かな人間性を培う

理学療法学科・作業療法学科共通科目から生命の尊さと人間の理解が教授される。「総合リハビリテーション論」、「人権と医療」、「ターミナルケア論」、「障害児療育論」、「人間発達学」、「臨床心理学」などの講義科目や、様々な演習や実習科目による多方面からの教育によって全人的ケアの教育が可能である。特に見学実習を早期に実施することによって、障害がある人々の実態を知ることができ、クライアントの Quality of Life の向上を考える機会を得ることができる。

② 現代医療における課題を科学的根拠に基づいて探求していく資質を培う

急性期医療における理学療法に関しては、指定規則における「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」で教授される。特に救急医学の知識・技術は急性期医療を学ぶ最良の機会である。また、専門分野においても、呼吸循環代謝理学療法学科における肺理学療法知識・技術、運動器障害理学療法学科および救急医学の急性外傷における対処法及び医学的処置を学修することによって、この領域で現代医療における対処能力を培う。

③ 理学療法の発展のための学問・研究に資する能力を培う

「科学的思考の基盤」「人体の構造と機能及び心身の発達」「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」などの内容を経て理学療法治療学を学ぶとき、さまざまな疑問に直面することがある。これらの疑問を正しく追求する能力を培うために理学療法研究論の講義・演習科目を提供する。それらの学修をふまえて卒業研究に着手させ、理学療法に関する問題・課題を解決する姿勢を培う。

④保健・医療・福祉におけるさまざまな疑問を科学的に探求し、それら問題・課題を解決する能力を培う

科学的思考に基づいて疑問や問題・課題を追究する姿勢は、本学における建学の精神「真理愛好」に立脚するものであり、専門職として不可欠な要素である。学生にこのような姿勢を教授するためには、カリキュラムを順序よく配置する必要がある。まず、科学的思考の基盤となる共通教育科目を学びつつ、医学の基礎である「解剖学」、「生理学」、「運動学」、「人間発達学」などによって「人体の構造と機能及び心身の発達」を修得させる。その上で、「整形外科学Ⅰ・Ⅱ」、「内科学Ⅰ・Ⅱ」、「臨床神経学Ⅰ・Ⅱ」、「精神医学Ⅰ」、「精神医学Ⅱ」などの「疾病と障害の成り立ちおよび回復過程の促進」の科目群を学修させる。それらの知識をふまえて理学療法を科学的に理解することができる。但し、講義をただ漫然と受動的に受けるのみではクライアントの問題・課題を解決する能力を身につけることはできない。これを解決するために演習科目を用意している。「理学療法臨床技能演習」ではCTやMRIなどの様々な画像や臨床例から問題点を読みとる能力を培い、「福祉用具論」においても、用具がどのように人のリハビリテーションに貢献しているか、または貢献するためにはどのように用具を工夫すればよいかを学修させる。その他、「理学療法評価学演習」では、提示された障害に対してどのような評価を行うべきかを学修させ、「臨床理学療法学演習Ⅰ・Ⅱ」では提示された症例に対して症状の把握・評価方法（目的を含む）・問題の抽出・治療計画といった一連の作業過程を修得させる。これらの問題・課題解決能力は最終的に臨床実習で完成される。

⑤地域リハビリテーションに資する能力を培う

「地域リハビリテーション論」と「地域リハビリテーション論演習」でクライアントの問題把握と解決方法について理論的に学修する。

⑥健康運動実践指導者受験資格の獲得（地域社会に貢献し得るリハビリテーション専門職としての能力を培う）

地域社会で健康づくり、健康増進に広く貢献できる人材を育てるために、理学療法士としての教育科目に加え、健康運動実践指導者受験資格を得られる科目を設定し、健康運動実践指導者資格を得る能力を培う。

⑦リハビリテーションの社会的役割を知り、チームワークの重要性を理解させる

リハビリテーションは、クライアントが社会の中で自立した生活をその人らしく獲得していく過程である。また、その過程はクライアント個々の世界と社会の関係性の中で構築される。リハビリテーションの社会的役割は、「総合リハビリテーション論」、「医療福祉連携論」、「地域リハビリテーション論」などを中心として学修し、また臨床実習を通して学修させる。

チームワークは上述の生命の尊厳と豊かな人間性に基づいて形成されるが、その他にも新たに設定した「医療福祉連携論」により医療・福祉における異職種間でそれぞれの役割と連携を学修する。また、チームワークは上記①～⑦の科目に加え、グループによる演習・実習科目についてもチームワークの重要性を理解させることができる。特に臨床実習は、クライアントやその家族、関連するコ・メディカル・スタッフと直に関わる機会であり、チームワークの重要性を理解するための集大成といえる。

(2) 作業療法学科

作業療法学科では、医療及び社会の要請により作業療法の対象範囲が拡大しているなか、身体機能・精神機能の回復、社会適応力・対人関係能力の改善、発達の促進など作業療法の多様な対応が担える作業療法士の育成を目指している。このため、本学科では入学年次より専門入門分野科目及び専門基礎分野科目を開講して基礎力を育成するとともに、専門科目を階層的に配置し人材育成を行っている。

①幅広い対象者に対応できる専門職者の育成

身体や精神障害、高齢化にともなう生活機能の低下ばかりでなく、生活習慣もその対象とし、基礎から疾病・障害を理解するため、「人間発達学」、「解剖学Ⅰ・Ⅱ」、「解剖学実習」、「生理学」、「生理学実習」を開講する。このように生活の主体であ

る人の生物学的、心理学的側面、行動学的側面を理解し、その上に専門教育を積み上げる手法を用いて「ひと」の総合的理解を充実させる。

②学修への関心を持ち基礎能力を有する専門職者の養成

1年次において「作業療法入門演習」および「身体運動の物理学演習」といった専門入門分野科目、「作業療法概論」、「作業活動学」、「作業活動学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を導入し、専門職としての意識の確立と基礎学力の充実を目指す。特に「作業療法入門演習」では専任教員によるリハビリテーションと作業療法の関わり、具体的な臨床エピソードなどを題材として学生の志向を探り、志向に応じた専門性を形成する資質について互いに討議し、自らの生活や活動性の高揚を図る。

③リハビリテーションに関する幅広い視野と見識を持った専門職者の育成

「総合リハビリテーション論」、「医療福祉連携論」、「福祉用具論」、「リハビリテーション工学」、「人権と医療」、「ターミナルケア論」を開講し、保健・医療・福祉の分野におけるサービスの在り方を学修する。「医療福祉連携論」では最終学年において学生の専攻に応じ、学習成果を元にケースシミュレーションなどを通じて、それぞれの専門領域に関連した問題の特性や介入法の違いなどを確認し、いかに協働して問題の解決に至るかについて討議し、連携の重要性を学ぶ。

④専門的治療技術に加えて生活を主眼においた支援技術、在宅支援を目指した共感的理解が出来る専門職者の育成

「臨床神経学Ⅰ・Ⅱ」、「身体・精神・発達障害評価学及び治療学」、「発達治療技術特論」などの治療技術系講義に加えて、「日常生活活動学」、「日常生活活動学実習Ⅰ・Ⅱ」、「福祉用具支援技術論」、「福祉用具支援技術論実習」、「職業生活支援論」等の支援技術に重点をおいた科目を開講する。各治療学演習ではシミュレーションを通じて学生相互の討議と検証に基づいて学習する手法を用いた演習を行う。その過程で考え方の理解と思考過程の多様性・多彩性を学修し、「各治療学実習」、「日常生活活動学実習Ⅰ・Ⅱ」、「福祉用具支援技術論実習」や「作業療法臨床技能実習」において技術の確立を目指す。また、「地域作業療法学」を通じて地域特性を生かした生活支援技術の理解と作業療法の在り方を教授し、「地域作業療法学実習」による問題意識の喚起と問題解決行動の育成を図るといった3段階の教育手法を展開する。

⑤作業療法的問題に対する研究能力を有する専門職者の育成

作業療法的問題意識を明確にして、探求していく姿勢を培うために、作業療法研究を3年次より実施し、研究者としての資質を高めるとともに発表を通じて自己評価に基づく成果の確認を行わせ、臨床実習における経験を活かして今後の学問的体系化と発展に寄与できる人材育成を目指す。

2) 卒業要件

(1) 理学療法学科

卒業所要単位は124単位とし、うち共通教育科目を10単位以上、専門教育科目114単位以上を修得することとする。

- ①共通教育科目から必修科目4科目4単位を含め10単位以上。
- ②専門教育科目の専門入門分野から必修科目6科目10単位。
- ③専門教育科目の専門基礎分野のうち、「人体の構造と機能及び心身の発達」から必修科目10科目16単位、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」から必修科目15科目19単位を含め20単位以上、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」から必修科目2科目3単位を含め5単位以上。
- ④専門教育科目の専門分野のうち、「基礎理学療法学」から必修科目6科目9単位を含め9単位以上、「理学療法評価学」から必修科目4科目6単位、「理学療法治療学」から必修科目14科目20単位を含め22単位以上、「地域理学療法学」から必修科目3科目3単位を含め4単位以上、「臨床実習」から必修科目5科目22単位。

(2) 作業療法学科

卒業所要単位は124単位とし、うち共通教育科目を10単位以上、専門教育科目114単位以上を修得することとする。

- ①共通教育科目から必修科目4科目4単位を含め10単位以上。
- ②専門教育科目の専門入門分野から必修3科目4単位を含め7単位以上。
- ③専門教育科目の専門基礎分野のうち、「人体の構造と機能及び心身の発達」から必修科目8科目15単位を含め15単位以上、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」から必修科目14科目18単位を含め19単位以上、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」から必修科目3科目4単位を含め6単位以上。

- ④専門教育科目の専門分野のうち、「基礎作業療法学」から必修科目 7 科目 9 単位、「作業療法評価学」から必修科目 7 科目 7 単位、「作業療法治療学」から必修科目 22 科目 24 単位を含め 25 単位以上、「地域作業療法学」から必修科目 3 科目 4 単位を含め 5 単位以上、「臨床実習」から必修科目 4 科目 21 単位。

3) 履修モデル

「エ 教育課程の編成の考え方及び特色」で述べた科目区分、領域・科目編成、必修の考え方、履修順序（配当年次）などを考慮し、かつ総合リハビリテーション学部理学療法学科・作業療法学科の養成人材像及び期待される卒業後の進路などをふまえて、各学科の履修モデルを以下のように策定している。

(1) 理学療法学科

履修モデル：保健・医療・福祉分野で活躍できる理学療法士を希望する場合

(2) 作業療法学科

履修モデル：保健・医療・福祉分野で活躍できる作業療法士を希望する場合

【資料 3：総合リハビリテーション学部理学療法学科・作業療法学科 履修モデル】

4) 履修科目の登録上限

年間登録上限は設定していないが、必修科目と選択科目の合計が 1 セメスターあたり 24 単位以下になるようにカリキュラムを作成している。

キ 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

教育研究等環境の整備については、平成 19 年 4 月のポートアイランドキャンパス開設を含め「神戸学院大学移転基本構想」をベースに進めてきた。現在「神戸学院大学移転基本構想」をもとにした整備が一段落し、新キャンパス開設後の財政的な見通しも明らかになったため、平成 22 年 2 月、総合企画会議のもとに将来計画検討プロジェクトを設置し、新たな中長期計画の立案を進め、平成 23 年 1 月最終答申として取りまとめた。

年度ごとの整備計画については、必要に応じて総合企画会議のもとにプロジェクトを設置し原案を作成したうえで、総合企画会議、常任理事会の議を経て決定している。

なお、本学では、建学の精神である「真理愛好・個性尊重」に基づき、障がいを持った学生も他の学生との自由な交流・切磋琢磨を通して、その個性を開花できる環境整備を常に念頭において、環境整備につとめている。

平成19年4月のポートアイランドキャンパス開設により、校地面積(379,350.31㎡)は従来の約1.6倍に、校舎面積(183,702.78㎡)は約1.5倍に増え、校舎面積は設置基準上必要面積を超えている。ポートアイランドキャンパスは開設間もないため、すべての教育研究設備が新しく、C号館については、設計の段階から薬学部6年制カリキュラムに対応した教育研究環境を整備した。このキャンパスの特色として都市共生型エコキャンパスの実現をテーマに建築しており、平成21年には第24回空気調和・衛生工学会振興賞技術振興賞を受賞している。

有瀬キャンパスについては、平成19年に、ポートアイランドキャンパス開設後の課外活動環境の充実を目的として、有瀬キャンパス内及び第4(栢谷校地)、第5(池上校地)、第6(南別府校地)グラウンドの課外活動施設にナイター整備を行った。また、平成21年には、「有瀬キャンパス再整備検討プロジェクト」において提出された答申書に基づき将来構想を含めた「緑とバリアフリーのキャンパス構想」を視野に入れ、耐震補強・バリアフリー工事等を実施し学生の利便性をはかるため事務室等の再配置を行った。

さらに、平成21年度には全キャンパスに地震通報(速報)システム・AED装置を配備した。

運動場用地は、有瀬キャンパスには、運動場用地60,146.31㎡を有している。有瀬キャンパスからバスで15分の栢谷校地には、23,098㎡の運動場用地を有している。また有瀬キャンパスから直通バスで約30分のポートアイランドキャンパス内に105,705㎡有しており、大学全体で250,637.31㎡の運動場用地を有している。

有瀬キャンパスには、体育館(1,963.67㎡)、大会館内にトレーニングルーム、フィットネスルーム、卓球場を設けている。

学生の休息や談話するスペースについては、有瀬キャンパス内に食堂5カ所(1,808.15㎡)、を備えており、ポートアイランドキャンパス内に食堂3カ所(1,177.97㎡)、学生ラウンジ(316.59㎡)を備えている。

2. 校舎等施設の整備計画

総合リハビリテーション学部理学療法学科・作業療法学科の員の研究室、必要な教室は、理学療法学科・作業療法学科の学生1年次から4年次まで学生生活を送る有瀬キャンパス

を予定している。教員の研究室について、15号館の7階に理学療法学科・作業療法学科ともに11部屋を予定している。

総合リハビリテーション学部理学療法学科の募集人員は40名、作業療法学科40名である。少人数クラスできめ細かな指導を行う実習・体験型科目を実施するため、両学科がそれぞれの演習・実習科目を共同で使用する実習室は全て15号館（総合リハビリテーション学部棟）に設置している。両学科が共同で使用している実習室は、日常生活活動実習室、屋外住環境実習室、屋内住環境実習室、運動学実習室、動作解析実習室、形態・生理学実習室、義肢・装具実習室で専門基礎科目を実習している。理学療法学科専門科目の実習室として、運動療法実習室、理学療法研究室（神経・筋）物理療法実習室、理学療法研究室（呼吸・循環・代謝）で病院を模倣した環境で実習している。理学療法学科では実習室の横に準備室を設けて小グループの討議や国家試験のための学生の演習室としている。作業療法学科専門科目の実習室として、作業活動学実習室A（絵画・織物・手工芸）と作業活動学実習室B（木工・金工・陶芸）、で主に作業活動を行い、作業療法評価と治療の場面設定で評価学実習室、作業療法実習室（身体障害）、作業療法実習室（精神障害）、作業療法実習室（発達障害）、作業療法実習室（福祉用具）を演習・実習に使っている。また、作業療法研究においては、大学院の作業療法研究室（発達・認知・行動科学）、作業療法研究室（支援技術）、動作解析実習室でデータ収集や車いす改造、機器を使つての研究を行っている。学生を小グループに分けてグループ討議や研究指導、国家試験のための学生の演習を行うために7階に7つのゼミ室を設けている。講義は15号館1-2階の講義室・演習室で行う。必要に応じて11号館、14号館の全学共用の講義室・演習室を使用している。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学は、総合大学として、法学部、経済学部、経営学部、人文学部、現代社会学部、総合リハビリテーション学部、栄養学部及び薬学部の8学部と大学院法学研究科、経済学研究科、人間文化科学研究科、総合リハビリテーション学研究科、栄養学研究科、薬学研究科、食品薬品総合科学研究科及び実務法学研究科（法科大学院）の8大学院研究科を擁している。本学は、人文・社会科学系（法、経済、経営、人文、現代社会学部）、自然科学系（栄養、薬学部）、社会・自然科学系（総合リハビリテーション学部）の8学部からなり、学部構成上、所蔵の分野別割合は比較的平均化している。

キャンパスは、有瀬キャンパス、ポートアイランドキャンパス、長田キャンパス（法科大学院）の3つからなり、それぞれのキャンパスに図書館がある。有瀬キャンパス図書館

に 80 万冊、ポートアイランドキャンパス図書館に 27 万冊、その他の所蔵を合わせて全体で 112 万冊を超える蔵書を所蔵している。

図書館資料収集にあたっては、図書館資料収集方針に基づいた資料の選書体制のもとで選書が行われている。選書体制は、各学部学科、各大学院研究科から選出された選択委員、各学部図書館運営委員及び図書館長である。選書の基本方針は、図書館資料として各分野にバランスの取れた構成になるように配慮し、各キャンパスの学部・学生数等を考慮している。

整備計画冊数の内訳、学術雑誌は総合リハビリテーション学部図書等の整備計画のとおりである。【資料 4：総合リハビリテーション学部理学療法学科・作業療法学科図書等の整備計画】

平成 26 年 3 月末日現在の蔵書冊数は図書 1,093,097 冊、視聴覚資料 29,819 点、合計 1,122,916 冊である。この冊数は「平成 22 年度学術情報基盤実態調査」の私立大学同クラス平均 676,872 冊の約 1.6 倍であり、平均水準を大きく上回っており、教育研究に支障はない。

学術雑誌は内国書と外国書を合わせて 7,241 種類を所蔵している。また、平成 26 年 1 月からは 274 タイトルの電子ジャーナルを導入している。

データベースとして日経テレコン 21、日経 BP 記事検索サービス、聞蔵 II ビジュアル、Knowledge Worker、Japan knowledge、NII 論文ナビゲーター (CiNii)、医中誌 Web、雑誌記事索引集成データベース等を導入している。

図書館は有瀬キャンパス図書館、ポートアイランドキャンパス図書館、実務法学研究科（法科大学院）図書館の 3 館に分かれている。3 館合わせた延べ面積及び収納可能冊数は 16,478 m²、155 万冊である。同クラス大学平均の 8,820 m²、774,081 冊に比べて、面積、収納可能冊数ともに約 2 倍であり、平均水準を大きく上回っている。

3 館合わせた司書の人数は 43 人であり、同クラス大学平均 10.8 人の約 4.0 倍で、平均水準を大きく上回っている。

各図書館の開館時間（授業期間）は有瀬キャンパス図書館・ポートアイランドキャンパス図書館が 9:00～21:00（月～土）、実務法学研究科（法科大学院）図書館が 8:00～23:00（月～土）、9:00～21:00（日、祝）である。

3 館合わせた閲覧座席数・情報検索設備（検索端末台数、情報コンセント口数）は 1,768 席、50 台、109 口であり、閲覧座席数については同クラス大学平均 972.2 席のほぼ 2 倍である。総合リハビリテーション学部が設置される有瀬キャンパス図書館の閲覧座席数は、1,151 席である。

地域連携の一環として地域住民への図書館サービスを行っている。平成 25 年度の登録者数は入館パス登録者（閲覧のみ可能）が 264 人、学外登録利用者（閲覧・貸出可能）が 80 人になっている。

国内外の教育研究施設との学術情報相互提供については、平成 6 年度から国立情報学研究所の提供する GeNii の事業の一つである目録所在情報サービス(Nacsis-CAT、Nacsis-ILL)に加入している。これの利用により本学図書館システムからインターネットを介して図書、学術雑誌の本学所蔵情報の公開を行い、他教育研究施設との相互利用（文献複写・貸借）を活発に行っている。また、「ポーアイ 4 大学による連携事業」に参加し、図書館の相互利用（入館・閲覧・貸出）のサービスを平成 19 年 10 月から開始した。

ク 入学者選抜の概要

本学の建学の精神「真理愛好・個性尊重」を教育の基盤とし、自主的で個性豊かな良識ある社会人を育成することを教育理念としていることはすでに述べたが、入学者選抜にあたっては、そのような精神が生かせるような学生を選抜するように工夫する。つまり、個性あふれた多様な能力を有する学生を獲得するために、以下に示す入試を実施している。理学療法学科・作業療法学科の入試科目では、真に理学療法士・作業療法士になりたいと思う意欲的な学生であれば、文系志望・理系志望の学生に関わらず受験できることも重要と考え文系科目のみでも受験可能な科目設定をおこなっている。試験日程についても、A・B・Cの3期日程で行い、多くの学生が受験できるように工夫している。入学試験会場についても主要な地域で地方入試を実施し、受験生の便宜を図っている。

1) アドミッション・ポリシー

総合リハビリテーション学部は、下記のような入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を設定している。

対象となる方々の状況を受け止め、人生に関わる専門職を目指して意欲的に挑戦する、たくましくかつ思いやりのある人材を求めます。入学前に修得しておくべき知識等の内容、水準等は次のとおりです。

- (1) 高等学校レベルにおける英語、国語の基本的な学力を重視します。また、客観的な物事の理解を進めるために、社会リハビリテーション学科では社会科、理学療法学科および作業療法学科では理科を学習している人が望ましい。
- (2) 文章の表現力にたけ、今、目の前で生じている事柄を平易に表現できる人。
- (3) 人への関心が高く、良好な人間関係の構築に努力がみられる人。

(4) 教えられるといった受け身の学習態度にとどまらず、自分から考え知識を広げる前向きな思考力と行動力を持った人。

2) 選抜方法

高い水準の入学者を確保するため、多様な選抜方法により入学試験を行う。具体的には、一般入試、推薦入試、その他諸入試に大別できる。

(1) 一般入試（学力試験に基づく選抜）

① 一般入試 A・B・C 日程

現役高校生及び高校卒業生に対して、英語、選択科目（国語、理科から 1 科目）、数学などの学力試験を課し、その合計点によって優秀な者を選抜する。

② 大学入試センター試験利用入試

現役高校生及び高校卒業生で大学入試センター試験を受けたものを対象に、大学入試センター試験の外国語、国語、数学、理科から高得点の 3 科目の合計点によって優秀な者を選抜する。

③ 一般入試 AC・BC 日程

現役高校生及び高校卒業生で一般入試を受け、かつ大学入試センター試験を受けた者のうち、一般入試の得点と大学入試センター試験の得点の合計点によって優秀なものを選抜する。

(2) 推薦入試（高等学校等からの推薦に基づく選抜）

① 指定校推薦入試（作業療法学科のみ）

現役高校生を対象とし、一定以上の学業成績（評定平均値）を持ち、勉学に真摯に取り組む人物として出身高等学校長が推薦する者について面接を行い、優秀な者を選抜する。

② 神戸学院大学附属高等学校特別入試

本学法人内の神戸学院大学附属高等学校から一定以上の学業成績（評定平均値）の者を対象として、本学部を第一志望とする学業優秀者を選抜する。

③ 公募制推薦入試

現役高校生及び一浪生で高等学校等から推薦されたものを対象として、調査書、大学によって指定された高等学校におけるクラブ活動や生徒会活動等諸活動の実績と基礎的適性調査（英語、国語または数学）の合計点によって優秀な者を選抜する。

なお上記入試のうち(1)と(2)-③は、現在、全学的に試験日程・会場及び試験問題を統一して実施しているものであり、総合リハビリテーション学部も全学の入試要項に従う。

下表のように、募集人員全体における一般入試(1)と推薦入試(2)の割合は、70(1)：30(2)を目安として考えている。

入学試験の種別及び募集人員

試験の種別		理学療法学科	作業療法学科
神戸学院大学附属高等学校特別入試		4名	4名
指定校推薦入試			4名
公募制推薦入試		8名	7名
一般入試	A日程	10名	10名
	B日程	10名	7名
	C日程	3名	3名
大学入試センター試験利用入試	前期日程	5名	5名

3) 選抜体制

本学の入試体制は、大学学長を委員長とする全学組織の入試委員会とその下にある入試実施を統括する入試総務委員会、入試問題作成を行う入試問題委員会から構成され、事務担当部署である入学センターが統括的にサポートする体制をとっている。総合リハビリテーション学部の入試業務も、その体制で実施されることとなる。

また合否判定に関しては、学部長主宰の学部判定教授会によって審議、決定される。判定教授会には、受験生の成績情報がコンピュータ処理によって厳密にシークレット化された判定原簿が資料として供され、不正、私情の入り込む余地がないものとなっている。

ケ 資格取得

総合リハビリテーション学部理学療法学科及び作業療法学科において取得可能な資格は以下のとおりである。なお、備考欄に①国家資格か、民間資格か、②資格取得が可能か、受験資格が取得できるのか、③資格取得が卒業要件か、追加して科目を履修する必要があるのか等をまとめた。

1) 理学療法学科

資格名	備 考
理学療法士	①国家資格 ②受験資格取得 ③受験資格取得が卒業要件である。
健康運動実践指導者	①民間資格 ②受験資格取得 ③卒業要件単位に含まれる科目のみで受験資格を取得可能だが、受験資格取得が卒業の必須条件ではない。

2) 作業療法学科

資格名	備 考
作業療法士	①国家資格 ②受験資格取得 ③受験資格取得が卒業要件である。

コ 実習の具体的計画

1) 理学療法学科の臨床実習教育

(1) 臨床実習教育の必要性

社会のニーズに貢献できる理学療法士を育成するため、学部教育目標として5項目、理学療法学科教育目標として3項目を掲げている。臨床実習教育はそのすべての項目に関連した、理学療法士の養成に欠かすことのできない教育科目群である。臨床実習は、学内での講義・演習・実習で学んだ知識・技術・態度を現実の場で見、実践することによって、さらに大きな教育効果を得ることができる。

理学療法学科として開講する臨床実習科目群の個々の目標については、「各臨床実習の目的・方法と履修指導の概要」の項に記載する。

なお、各臨床実習科目に、専任教員を補佐する助教を配置する。

※助教の採用基準は、次のとおりである。

- ・理学療法士免許取得又は取得見込みである者
- ・学士の学位取得者

(2) 臨床実習の年次計画

【資料 5：理学療法学科臨床実習の手引き】 3 頁参照

(3) 各臨床実習の目的・方法と履修指導の概要

① リハビリテーション施設見学実習【資料 5：理学療法学科臨床実習の手引き】 4-5 頁参照

「総合リハビリテーション論」、「理学療法学入門演習」、「理学療法概論」の講義を受けた後の 1 年次後期に行う。この実習は、リハビリテーションを推進するためのさまざまな分野を見学し、それらの分野の役割を理解する。さらに、それらの分野で働く職種の相互連携とチームワークの重要性を学び、かつ、それらの中で活動する理学療法士の役割を理解するための機会であり、次の目標を掲げて実施する。

[目標]

- ・地域リハビリテーションを担う各部門の役割を理解する。
- ・各部門の相互の連携の重要性を理解する。
- ・理学療法の役割を理解する。

[方法]

1 年次後期の授業の開始前の 1 週間をこの実習に当てる。リハビリテーション施設を学生に見学させ、各部署の説明を受け、それぞれの部署が対象者のリハビリテーションのためにどのような支援を行っているかを学ぶ。

実習スケジュールは以下のごとくである。

1 日目：オリエンテーション

2～4 日目：実習施設の各部門（福祉部・医療部）を見学する。

5 日目：セミナー（レポート発表、討議、個別指導）

[履修指導の概要]

本実習に臨むにあたり、次の事項について実習オリエンテーションを行う。

- すでに講義を受けている総合リハビリテーション論、理学療法概論の内容を再確認するように指導する。
- 社会現場での実習になるので、服装・言葉遣い、規律を守る、などを事前に指導する。

[実習指導体制]

(a) 実習施設の実習指導者と打ち合わせ（目的と方法の確認、スケジュールの確認、事故などの緊急時の対応の確認）を行う。

(b) 実習中は専任教員が引率する。

[実習セミナーの実施]

実習最終日に演習形式でセミナーを行い、対象者に対する支援体制のありかたなどについて討議する。

[評定]

以下の事項に基づいて本実習の評定を担当教員が行う。

(a) 実習態度

(b) 実習レポート

[遠隔地実習先の必要性]

本実習は大学の近隣施設を実習地としている。

②臨床検査測定実習【資料5：理学療法学科臨床実習の手引き】6-8頁参照

「解剖学」、「運動学・実習」、「運動障害学」、「理学療法評価学・実習」、「運動療法学」などの専門基礎分野及び専門分野科目を修了した後、本実習を行う。臨床実習指導者（理学療法士）の業務を見学し、検査測定を通し実際に対象者に接し、理学療法における評価の位置付けやその重要性を学ぶ機会とする。

[目標]

- ・ 理学療法部門の見学を通して対象者への接し方を学ぶ。
- ・ 対象者の検査測定や治療見学を通し、理学療法評価の概要や、「人体の構造と機能及び心身の発達」と「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」などの専門基礎分野科目と理学療法との関連性を理解する。
- ・ 対象者が医療施設においてどのように支援されているかを観察する。
- ・ 臨床で活躍する理学療法士を見ることによって、自らのもつ理学療法士のイメージを確認・修正し、自らの将来像を創生する。

[方法]

2年次後期終了後の2週間をこの実習に当てる。学生を近隣の実習地に配置し、臨床実習指導者の治療行為などを見学し、検査測定を体験する。実習スケジュールは以下のごとくである。

1日目：オリエンテーション

2～8日目：臨床実習指導者の理学療法実施場面や関連する行為を見学し検査測定を体験する。

9～10日目：臨床実習指導者からの総括的なフィードバックを受ける。

[履修指導の概要]

本見学実習に臨むにあたり、次の事項について実習オリエンテーションを行う。

- (a)すでに講義を受けている運動学・実習、運動障害学、理学療法評価学・実習・演習、運動療法学等の内容を再確認するように指導する。
- (b)社会現場での実習になるので、服装・言葉遣い、規律を守る、などを事前に指導する。担当専任教員は実習施設を訪問し、指導する。

[実習指導体制]

- (a)実習施設の臨床実習指導者と本実習の目的と方法、スケジュール、事故や緊急時の対応などの確認のため事前に打ち合わせを行う。
- (b)担当教員は必要に応じ実習施設を訪問し指導する。特に緊急事態が発生した時は即座に訪問し、対応する。

[評定]

以下の事項に基づいて本実習の評定を担当教員が行う。

- (a)実習態度
- (b)実習レポート

[遠隔地実習先の必要性]

本実習は大学の近隣施設または学生の居住地に近接した施設を実習地としているので、遠隔地実習施設は存在しない。

③臨床評価実習【資料5：理学療法学科臨床実習の手引き】9-11頁参照

理学療法における評価・技術に関する素養を養うためにそれぞれの実習科目が配置されているが、これらの実習科目だけでは対象者の実際を学ぶことは難しい。臨床評価実習は、学内実習におけるこのような不足を補うための貴重な機会であり、次のような目標を掲げて実施する。

[目標]

- ・対象者への接し方を学ぶ。
- ・検査測定を始めとした評価や理学療法を実践する際、対象者の身体への接触の仕方、力の入れ方の程度やその方向などを理解する。
- ・これまでに学んだ専門基礎分野科目や専門分野科目を参考にしながら、対象者の評価を統合し問題点を探索し、解決の方法を検討する、いわゆる問題指向型解決法を体得する。

[方法]

3年次後期の授業開始時3週間をこの実習に当てる。学生を近隣の実習施設に割り振り、臨床実習指導者の実施する行為を模倣体験する。実習スケジュールは以下のごとくである。

1日目：オリエンテーション

2～5日目：臨床実習指導者の理学療法実施場面や関連する行為を見学し、理学療法評価を体験する。

6～10日目：臨床実習指導者の理学療法実施場面を見学し、評価レポートを作成する。

11～15日目：実習指導者から評価レポートの指導と総括的なフィードバックを受ける。

[履修指導の概要]

次の事項について実習前にオリエンテーションを行う。

- (a) 事前指導として、理学療法評価学・実習・演習などの実習科目を再点検するように指導する。
- (b) 様々な演習科目を通して問題把握の仕方を熟知するよう指導する。
- (c) これまでの実習と同様に、接遇関連の指導を行うとともに、学修の機会を与えていただく対象者の方々と臨床実習施設に対して敬意をもって接するように指導する。

[実習指導体制]

- (a) 実習施設の指導者と本実習の目的と方法、スケジュール、事故や緊急時の対応などの確認のため事前に打ち合わせを行う。
- (b) 担当教員は実習施設を訪問し、指導する。特に、緊急事態が発生した時は即座に訪問し、対応する。

[実習セミナーの実施]

実習終了後に演習形式でセミナーを行い、対象者の問題、実施した治療プログラム、経過、治療効果、理学療法以外の支援のあり方などについて討議する。

[評定]

以下の事項に基づいて本実習の評定を担当教員が行う。

- (a) 実習態度
- (b) 実習生到達度評価
- (c) 実習レポート

[遠隔地実習先の必要性]

本実習は基本として大学の近隣施設または学生の居住地に近接した施設を実習地としているので、遠隔地実習施設の存在は極めて少ない。

④理学療法臨床実習Ⅰ・Ⅱ【資料5：理学療法学科臨床実習の手引き】12-15頁参照

本実習は理学療法に関するほとんど全ての知識・技術を学修した後に、それらの知識・技術を応用して、対象者の問題を把握し、そのための解決方略を検討する機会であり、次の目標を掲げて実施される。

[履修要件]

理学療法臨床実習Ⅰ・Ⅱを履修できる学生は、3年次後期までに開講される専門教育科目のうち必修科目をすべて修得している者とする。

[目標]

- ・対象者に対する全般的な安全性への配慮を学ぶ。
- ・理学療法実施上の倫理的・法的責任への理解を深める。

- ・適切な理学療法評価を行うことができ、統合解釈し、問題を把握する。
- ・問題に対応した適切な理学療法プログラムを立案する。
- ・理学療法プログラムに基づいて、基本的な理学療法技術を施行する。
- ・治療効果を検証し、それに基づいたプログラムの確認・修正を行う。
- ・その他（施設及び理学療法部門の組織・機構・管理・運営の理解、チームワークの重要性の理解、など）

[方法]

本実習は4年次前期に各8週間を割り当て、各実習施設において臨床実習指導者の指導のもとに上記の目標に基づいて実施される。

[履修指導の概要]

次の事項について実習前にオリエンテーションを行う。

- これまでの本学理学療法学科に割り振られたほとんどの科目の内容が必要となる。特に、実習で学んだ内容・技術を再度確認させ、対象者に対しても実践できるように体得しておくように指導する。
- 統合解釈のしかたは既に臨床理学療法学演習Ⅰ・Ⅱで学んでいるが、再確認するよう指導する。
- 学修の機会を与えていただく対象者の方々と臨床実習施設に対して敬意を持って接するように指導する。

[実習指導体制]

- 臨床実習指導者会議を開催し、臨床実習の目的、方法、スケジュール、事故などの緊急時の対応、実習生到達度評価などの臨床実習に必要な事項を臨床実習指導者と本学の教員が確認し合い、臨床実習に関連した事項を討議する。
- 担当教員は実習施設を訪問し指導する。特に緊急事態が発生した時は即座に訪問し対応する。

[実習セミナーの実施]

実習終了後に演習形式でセミナーを行い、対象者の問題、実施した治療プログラム、経過、治療効果、理学療法以外の支援のあり方などについて討議する。

[評定]

以下の事項に基づいて専任教員が評定を行う。

- (a) 実習生到達度評価
- (b) 症例発表
- (c) 実習レポート

[遠隔地実習先の必要性]

本実習は8週間の長期実習であり、1名の学生につき年間2施設の実習地を確保する必要がある。大学の近隣や学生の居住地に近接した施設に学生を配置することを基本とするが、適切な実習地確保が困難な場合もある。また、充実した臨床実習指導を受けることのできる施設は全国に点在しており、そういう施設に学生を配置しようとするとならざるを得ない宿泊を伴う実習となる。このような理由により本実習の実習地には遠隔地が含まれている。

(4) 実習先の確保の状況

それぞれの実習の臨床実習施設は以下のとおりである。【資料6：理学療法学科 臨床実習施設一覧及び承諾書】

① リハビリテーション施設見学実習

本臨床実習のための実習施設は、リハビリテーションを総合して学ぶことができるリハビリテーションセンターとしての役割を有する機関である。神戸市内の施設より実習受け入れの承諾を得ている。

② 臨床検査測定実習

本実習のための実習施設は、本学近隣を中心とした医療施設であり、理学療法部で理学療法を見学し、検査測定を体験できる機関である。理学療法士が常駐する62施設より実習生受け入れの承諾を得ている。

③ 臨床評価実習

本実習は臨床実習指導者が対象者に行う理学療法を模擬体験し、評価の実践を通し理学療法プログラムを立案していく実習である。理学療法士が常駐する75施設より実習生受け入れの承諾を得ている。

④ 理学療法臨床実習Ⅰ・Ⅱ

本実習は、理学療法教育の集大成として、臨床実習指導者の指導のもとに患者または対象者に対して理学療法を実践していくものである。そのためには臨床実習指導者

の密接な指導が必要である。理学療法臨床実習Ⅰ・Ⅱに対して108施設より実習受け入れの承諾を得ている。

(5) 実習先との連携体制

①臨床実習指導者会議の開催

臨床実習指導者に本学理学療法学科の教育理念・カリキュラム等の説明を行い、それぞれの臨床実習の目的と方法の理解を促す。また、より良い理学療法士を育成するための必要な討議を行う。

②実習中の担当教員の巡回訪問

③不測の事態への対応

不測の事態が引き起こされた場合、直ちに実習担当教員が訪問し、臨床実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議することとする。

④本学部が主催する講習会・講演会への参加の呼びかけ

⑤本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進

2) 作業療法学科の臨床実習教育

(1) 実習の目的

総合リハビリテーションの理念を基盤とした作業療法学の知識と技術を臨床の場で適用し、作業療法実践における一連の過程を経験することによって、理論と実践を結びつけ、さらなる作業療法の発展の可能性を見いだすことを目的とする。

(2) 実習の目標

実習においては以下の具体的な目標を設定する。

- ①知識や技術にとらわれず社会人、医療人としての倫理観や自覚を持った行動の修得。
- ②問題解決行動の修得。
- ③作業療法の評価・治療の計画および実施にかかる基礎能力の修得。
- ④リハビリテーション関連職種の機能の理解と協業する能力の修得。

(3) 実習科目、実習内容および時期

- ①作業療法見学実習Ⅰ（1単位）

1 年次前期の 1 週間を実習期間とし、医療施設や福祉施設における作業療法の実際を見学し、対象者や作業療法に関する具体的なイメージを育成する。

②作業療法臨床実習 I (2 単位)

2 年次後期の 2 週間を実習期間とし、臨床実習指導者の指導・監督の下、対象者把握のための作業療法評価を実施する。また、作業療法業務の一部を体験し、作業療法業務の流れとその役割を理解する。

③作業療法臨床実習 II a・II b (各 9 単位)

4 年次の前期 9 週間で 2 か所にわたり、臨床実習指導者の指導・監督の下、さまざまな対象者に対する一連の作業療法の過程を体験し、理論に基づいた作業療法実践のための基礎能力を養う。

(4) 実習の実施方法

①臨床実習には、実習オリエンテーション、臨床実習および学内での実習セミナーを含む。

②各臨床実習科目に担当の教員を配置する。また、科目の分野ごとに、分野担当教員を置く。担当教員は担当臨床実習科目の責任を持つ。

③各臨床実習科目に、専任教員を補佐する助教を配置する。

※助教の採用基準は、次のとおりである。

- ・作業療法士免許取得後、臨床経験 3 年以上、修士の学位を有する者
- ・臨床実習指導経験又は教育経験を有する者、研究業績がある者

④学生に対する実習オリエンテーションは、科目担当の専任教員が各臨床実習前に実施し、各実習の目標、具体的履修方法を学生に理解させる。

⑤作業療法見学実習は、複数の医療・福祉施設においてさまざまな対象者と各種専門職および作業療法の実践場面を見学する。

⑥作業療法臨床実習 I は、医療・福祉施設において作業療法過程の一部を経験する。

⑦作業療法臨床実習 II a・II b は、医療・福祉施設において一連の作業療法過程を経験する。

⑧各臨床実習終了後、担当の専任教員および助教の指導の下、実習セミナーを実施し、各学生の経験の共有をはかる。

⑨臨床実習指導者と専任教員との意思疎通を図るため、実習期間中はもとより実習開始前後においても連絡を取り合う。

- ⑩臨床実習Ⅰ・Ⅱa・Ⅱbの開始に当たっては、臨床実習指導者会議を開き、臨床実習の指導手順や指導方法について意見交換を行い、各実習の目標と指導内容について確認を行う。

なお、実習施設の確保の状況は、【資料7：作業療法学科 臨床実習施設一覧及び承諾書】のとおりである。

(5) 科目別実習方法

① 作業療法見学実習（1年次）

a. 実習目標

医療・福祉施設における作業療法実施場面を見学し、各専門職種間の役割や連携の実際を知り、作業療法の特徴を理解することで、作業療法の具体的なイメージを育成する。

- i) 社会人としての行動の理解
- ii) さまざまな疾患や障害の理解
- iii) リハビリテーションに携わる専門職種の役割を知る
- iv) さまざまな疾患や障害を有する人々の状況の理解
- v) 医療・福祉施設における場面ごとの作業療法の違いを理解する
- vi) 問題解決を自ら行う姿勢を学ぶ

b. 実施形態

- i) 分野：身体障害、精神障害、発達障害、老年期障害など4分野
- ii) 実施期間：1年次、前期（8月）
- iii) 実習期間：1週間（5日間）
- iv) 実習形態：学生40名を4グループに分け、10名ずつ各分野担当教員の指導のもと見学する。

各分野とも1日見学、各分野ローテーションする。最終日は各分野でセミナーを学内にて実施。

c. 履修条件

作業療法見学実習を受講できるものは、1年次前期までに開講される必修の専門教育科目の授業の出席が良いもの（3分の2以上出席しているもの）とする。

d. 実習オリエンテーション

主に以下の点について作業療法見学実習担当教員がオリエンテーションを行う。

- i) 作業療法見学実習の目標と具体的履修方法
- ii) 身だしなみと臨床実習履修学生としての態度
- iii) 事故や緊急時の対応

e. 実習セミナー

実習最終日に各分野担当教員とともに学内において演習形式でセミナーを実施する。

- i) 対象者の疾病や障害特性
- ii) 実施されていた作業療法の種類とその役割
- iii) 実習期間中に見られた学生の問題解決行動の振り返り

f. 実習指導体制

i) 専任教員および助教の役割

- ・ 臨床実習実施にあたり、作業療法の基礎知識と基本態度の十分なオリエンテーション
- ・ 実習開始前の臨床実習指導者との実習に関する打ち合わせ
- ・ 学生の施設への引率
- ・ 実習セミナーの実施
- ・ 最終評定

ii) 臨床実習指導者の役割

- ・ 実習目的、指導手順の打ち合わせと理解
- ・ 実習期間中の監督・指導
- ・ 必要に応じて教員との連絡調整
- ・ 施設内における他部門との連絡調整
- ・ 実習計画の作成

g. 評定

以下の事項をもって専任教員が評定を行う。

- i) 実習態度
- ii) 実習レポート

②作業療法臨床実習 I (2年次)【資料8：作業療法学科 臨床実習 I 手引き】

a. 実習目標

医療・福祉施設における作業療法場面で、作業療法業務の一部を体験し対象者のさまざまな生活上の問題とその要因を知り、その問題解決を目的とした作業療法の流れを理解する。

- i) 社会人としての行動の理解と実施
- ii) 医療人としての態度の理解
- iii) さまざまな疾患や障害の理解と把握
- iv) 対象者の生活を阻害する要因の把握
- v) 情報収集、観察、面接、検査測定を選択と一部の実施
- vi) 問題解決を自ら行う姿勢の経験

b. 実施形態【資料8：作業療法学科 臨床実習 I 手引き】8-10 頁

- i) 分野：身体障害、精神障害、発達障害、老年期障害
- ii) 実施期間：2年次、後期(2月)
- iii) 実習期間：2週間(10日間)
- iv) 実習形態：4分野のうちいずれか1分野を選択する。臨床実習指導者の監督の下、実習を行う。

c. 実習の過程

【資料8：作業療法学科 臨床実習 I 手引き】11頁参照

d. 履修条件

作業療法臨床実習 I を受講できるものは、2年次前期までに開講される必修の専門教育科目の単位を修得あるいは修得見込みであるものとする。

e. 実習オリエンテーション

主に以下の点について作業療法臨床実習Ⅰ担当教員より作業療法臨床実習Ⅰの目標と具体的履修方法についてオリエンテーションを行う。

f. 実習セミナー

実習終了後、学内にて演習形式でセミナーを実施する。

- i) 臨床実習施設の概要
- ii) 実施されていた作業療法の種類とその役割
- iii) 担当症例の報告
- iv) 実習期間中に見られた学生の問題解決行動の振り返り

g. 実習指導体制

i) 専任教員および助教の役割

- ・臨床実習実施にあたり、作業療法の基礎知識と基本技術の十分なオリエンテーション
- ・臨床実習指導者会議の開催
- ・実習開始前の臨床実習指導者との実習に関する打ち合わせ
- ・学生の臨床実習Ⅰに対する意義と目的、実習内容の理解
- ・実習セミナーの実施
- ・臨床実習指導者の実習到達度の報告をふまえた最終評定

ii) 臨床実習指導者の役割

- ・実習目的、指導手順の打ち合わせと理解
- ・実習期間中の監督・指導
- ・必要に応じて教員との連絡調整
- ・施設内における他部門との連絡調整
- ・実習計画の作成
- ・臨床における学生到達度評価

h. 評定【資料8：作業療法学科 臨床実習Ⅰ 手引き】13頁参照

以下の事項をもって専任教員が評定を行う。

- i) 臨床実習学生到達度評価
- ii) 症例報告レポート

- i. 実習先との契約内容【資料8：作業療法学科 臨床実習Ⅰ 手引き】18-21 頁
参照

③作業療法臨床実習Ⅱ（4年次）【資料9：作業療法学科 臨床実習Ⅱ 手引き】

a. 実習目標

医療・福祉施設における作業療法場面で、臨床実習指導者の監督・指導の下、作業療法の一連の過程を経験し、作業療法実践のための基礎的能力を養うことを目標とする。

- i) 社会人としての行動の理解と実施
- ii) 医療人としての行動の理解と実施
- iii) さまざまな疾患や障害の理解と把握
- iv) 対象者の評価の実施と問題点の理解
- v) 作業療法の方針・目標の設定と治療計画の立案・実施
- vi) 診療記録や報告書の作成
- vii) 作業療法と関連職種との協業

b. 実施形態

- i) 分野：身体障害、精神障害、発達障害、老年期障害
- ii) 実施期間：4年次、前期（4～6月、6～8月）
- iii) 実習期間：1分野9週間（45日間）を2回
- iv) 実習形態：4分野のうちいずれか2分野を選択して実施。臨床実習指導者の監督の下、実習を行う。

c. 実習の過程

【資料9：作業療法学科 臨床実習Ⅱ 手引き】12頁参照

d. 履修条件

作業療法臨床実習Ⅱを受講できるものは3年次までに開講される必修の専門教育科目の単位を修得あるいは修得見込みであるものとする。

e. 実習オリエンテーション

主に以下の点について作業療法臨床実習Ⅱ担当教員より作業療法臨床実習Ⅱの目標と具体的履修方法についてオリエンテーションを行う。

f. 実習セミナー

実習終了後、学内にて演習形式でセミナーを実施する。

- i) 臨床実習施設の概要
- ii) 実施されていた作業療法の種類とその役割
- iii) 担当症例の報告・発表
- iv) 実習期間中に見られた学生の問題解決行動の振り返り

g. 実習指導体制

i) 専任教員および助教の役割

- ・ 臨床実習実施にあたり、作業療法の基礎知識と基本技術の十分なオリエンテーション
- ・ 臨床実習指導者会議の開催
- ・ 実習開始前の臨床実習指導者との実習に関する打ち合わせ
- ・ 学生の臨床実習Ⅱに対する意義と目的、実習内容の理解
- ・ 実習セミナーの実施
- ・ 臨床実習指導者の実習到達度の報告をふまえた最終評定
- ・ 実習中に最低1回以上の巡回指導を行う。

ii) 臨床実習指導者の役割

- ・ 実習目的、指導手順の打ち合わせと理解
- ・ 実習期間中の監督・指導
- ・ 必要に応じて教員との連絡調整
- ・ 施設内における他部門との連絡調整
- ・ 実習計画の作成
- ・ 臨床における学生到達度評価

h. 評定

以下の事項をもって専任教員が評定を行う。

- i) 臨床実習学生到達度評価

ii) 症例研究報告書

iii) 最終成績は実習地での到達度評価を 70%、提出物、セミナー、訪問時の評価点数を大学側で 30%として学科会議で 60 点以上を合格と判定する。

(6) 臨床実習施設との連携強化のための取り組み

- ① 定期的な臨床実習指導者会議の開催と会議を通じて本学学生の指導方針の検討
- ② 臨床実習指導者の意見の集約と意見交換、改善案の策定
- ③ 本学主催の講習会や講演会への参加、人的交流の活性化
- ④ 本学図書館や研究施設の相互利用、共同研究などを通じた質的向上の機会を作る。
- ⑤ 実習先との契約内容について

大学理事長と施設長との間で実習契約を結ぶ。個人情報の保護については実習学生が実習施設に個人情報の保護、漏洩防止の厳守を含んだ誓約書を施設長・実習指導者に提出する。違反した場合の実習中止を誓約している。

事故防止についても、クライアント及び物品破損の事故、学生自身の事故、大規模災害事故発生時の対応に分け、それぞれ連絡網、「インシデント・アクシデント報告書」の様式を定め提出、保険適応の手続きを手引の中に項を設けて記しオリエンテーションしている。

- ⑥ 感染予防対策、保険の加入について【資料 9: 作業療法学科 臨床実習Ⅱ 手引き】19-21 頁参照

学生は、大学の健康診断の受診が義務付けられている。予防接種については、風疹、麻疹、流行性耳下腺炎、水痘の抗体検査、予防接種を受けている。実習施設の追加項目については事前に医療機関で検査を受け、検査結果を施設に提出している。また、実習に行く前に傷害保険に加入している。この保険は、事故補償と事故賠償に対応している。

- ⑦ 成績評価体制及び単位認定方法【資料 9: 作業療法学科 臨床実習Ⅱ 手引き】15 頁参照

最終成績は実習地での到達度評価を 70%、提出物、セミナー、訪問時の評価点数を大学側で 30%として学科会議で検討、確認し 60 点以上を合格と判定し、単位を与える。

- ⑧ 遠隔地の実習施設について

原則的に帰省先や親戚縁者がいるかどうかを確認し、不可の場合はレンタルハウスを使用する。成績が良好で自立している学生を配置し、可能であれば 2 人での

実習を依頼する。近くの施設も依頼し教員の巡回指導は、2か所を一回の実習指導で可能なように考慮している。

サ 管理運営

神戸学院大学学則第8条に基づき、総合リハビリテーション学部総合リハビリテーション学部教授会を置く。

教授会は、学部の専任教育職員をもって構成する。原則として毎月1回開催し、次の事項について審議する。

【教授会の詳細は、「8. 教授会規程」に添付してある規則を参照してください。】

- (1) 学則その他の諸規則に関する事項
- (2) 人事に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 研究及び教務に関する事項
- (5) 学生の入学、再入学、編入学、転入学、転学部、留学、休学、復学、退学、卒業、補導及び賞罰等に関する事項
- (6) 学校法人の評議員候補に関する事項
- (7) 評議員、各種委員等の選出に関する事項
- (8) 学長が諮問する事項
- (9) 学部長又は教授2名以上が必要と認めた事項
- (10) その他重要な事項

学部長のもとに総務委員会を置き、学部長を補佐する。

シ 自己点検・評価

本学は、平成4年に、教育活動、研究活動、学生援助活動、管理運営、財政・施設設備状況について自己点検・評価を行うため、神戸学院大学自己点検評価制度委員会を設置し、そのもとでの報告書を取りまとめ、平成6年に「第1号神戸学院大学の現状と課題」を学内外に公表した。その後、大学基準協会の第1回の「相互評価」を平成8年に受け、「大学基準」に適合している全国22大学の一つとして認定大学という評価結果を受けた。このときの相互評価用調書の概要と大学基準協会からの相互評価結果を併せて、平成9年に第2

号「神戸学院大学の現状と課題」—大学基準協会第1回「相互評価」報告—(A4 750頁)として公表した。

また、平成16年に学校教育法第69条の3第2項に基づく、国公立すべての大学が教育研究等の状況について定期的に、文部科学大臣から認証を受けた第三者評価機関(認証評価機関)から評価を受けなければならない認証評価制度(第1回)が実施されることに伴い、平成16年度に認証評価機関である大学基準協会へ「相互評価申請」並びに「認証評価」を申し込み、平成17年3月に「本協会の大学基準に適合している」ことの認定を受けた。前回と同じように認証評価審査のための点検・評価報告書等の大要並びに大学基準協会から受けた相互評価結果及び認証評価結果を併せて平成17年12月に第3号「神戸学院大学の現状と課題」として公表した。その際、大学基準協会より指摘のあった本学の「長所」についてはさらにより良い方向へ向かうよう取り組み、「助言」「勧告」についても、これを真摯に受け止め、教育・研究の一層の充実に向けて、改善・改革を推進していくと同時に、質の向上を目指した。また、「助言」「勧告」に対する改善報告書を平成20年7月に提出し、今後の改善経過について再度報告を必要とする事項は「なし」との評価を受けた。

その後、平成23年度に大学基準協会による機関別認証評価を受審し、「本協会の大学基準に適合している」との認定を受けた。認定期間は平成31年3月31日までとなっている。今回、大学基準協会より指摘のあった本学の「長所として特記すべき事項」についてはさらにより良い方向へ向かうよう取り組み、「努力課題」(「改善勧告」なし)についても、これを真摯に受け止め、教育・研究及び社会貢献等の一層の充実に向けて、その結果を改革・改善につなげ、内部質保証システムの確立と社会への情報の公表に取り組んでいる。

平成23年度の自己点検評価制度委員会において、大学基準協会に提出した「2011年度点検・評価報告書」および大学基準協会より拝受した「大学評価分科会報告書」を基に自己点検・評価を実施することを決定し、平成24年度に各自己点検評価小委員会において点検・評価し、「2012年度改革・改善報告書」として取りまとめた。

平成25年度には、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することを学則、大学院学則に規定し、自己点検・評価の内容等を第三者的な立場で検証するため、学外の学識経験者を構成員に含んだ自己点検評価結果検証委員会を発足させるなど自己点検・評価体制を強化した。

各自己点検評価小委員会がまとめた「2012年度改革・改善報告書」は、自己点検評価結果検証委員会において検証され、検証結果に基づき各自己点検評価小委員会において加筆・修正のうえ、本学ホームページにて公表している。

平成 25 年度からは、平成 24 年の法人創立 100 周年を機に平成 25 年度から 5 年間に実施する具体的な施策をまとめた「中期行動計画」の「年次達成度報告書」をもって自己点検・評価を行うことを決定した。なお、「2012 年度改善・改革報告書」において、改革・改善が完了していない項目については「年次達成度報告書」のなかで引き続き点検・評価を行った。今後、「年次達成度報告書」は、自己点検評価結果検証委員会において検証され、検証結果に基づき加筆・修正のうえ、本学ホームページにて公表する予定である。

ス 情報の公表

神戸学院大学は、高等教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を一層向上させる観点から、教育情報を公表している。教育情報の公表は、迅速かつ広く周知を図ることができる方法として本学ホームページにおいて行っている。教育情報を公表している本学ホームページのアドレスは以下のとおりである。

- ①大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>

- ②教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>

- ③教育組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>

- ④入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する
こと

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>

- ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>

- ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>

- ⑦校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>

- ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>

- ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>

⑩その他

i) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/public/>

ii) 学則等各種規程

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/regulations/>

iii) 設置認可申請書・設置届出書及び設置計画履行状況報告書

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/documents/>

iv) 自己点検・評価報告書

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/>

v) 認証評価の結果

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/evaluation/>

vi) 財務状況

<http://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/financial/>

セ 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

学部内においてFD委員会を設置し、各学科（専攻）から各1名の委員を選出し、FD委員会を平成17年度より開催している。

主な検討及び実施事項は、FD講演会やワークショップの開催、授業評価アンケートの調査項目の検討と調査結果の公示、各教員からの回答の公開、教員の研究課題の公開、模擬授業もしくは授業公開、学生とFD委員との懇談会の開催、授業公開の実施などである。また、総合リハビリテーション学会（年1回）を開催し、卒業生、在学生、教員との研究結果の公開の場を設けている。【資料10】総合リハビリテーション学部FD活動一覧(2008～2012年度)

1) FD講演会

FD講演会は、教育に関する内容や臨床実習指導法などに関する講演会で、単独もしくは臨床実習指導者会議と連動して開催され、本学部教員ばかりでなく、臨床実習指導者（学外教育）に対するFD教育の場として提供している。

2) 公開授業

公開授業もしくは模擬授業の形で、各教員に公開され、年2～3回開催している。

3) 研究公開

平成21年度より、教員の研究内容や研究実勢に関して年間2名程度のペースで研究内容を学部教員の前で発表する機会を設けている。

4) 学生とFD委員との懇談会の実施

年1回の割合で学部学生と学部FD委員との懇談会を設け、授業に関する要望や教育内容、施設設備などに関しての学生意見を聞く場を設けている。

ソ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本学部は、資格取得を前提とした学科より構成されているため、キャリアに関する基礎部分は、共通教育キャリア科目の受講を促している。なお、専門的な資格取得及び医療福祉関係への就職指導は、医療関係や福祉関係に特化した医療人、社会福祉に関わる者としての具体的な面接の受け方を指導している。

また、病院・施設からの求人に対する対応及び訪問相談窓口担当者を各学科に設定し、具体的な就業相談に対応している。

1. 教育課程内の取組

社会人としてふさわしい能力・技能を身に付けさせるため、カリキュラム内にさまざまな科目を用意している。学生たちは、自己分析を通して、自らの社会人としての資質を磨き、弱点を補強することができる。

また、実習指導者会議に学生を出席させることにより、実習指導者と学生の交流機会を設け、専門的知識と技術をもった社会人としての振る舞いを身につける一助としている。

1) 共通教育科目

リテラシー科目群の中に社会人入門分野を設け、「社会人入門講義Ⅰ」、「社会人入門講義Ⅱ」を開講し、社会を身近に感じると共に、社会人としての立場を明確にして、将来の進路について目的意識を持って大学生活を送ることを促している。

2) 専門教育科目

1年前期に「理学療法学入門演習」、「作業療法入門演習」を開講し、理学療法士・作業療法士としてのキャリアを形成する一助としている。また、理学療法学科では、1年後期に「コミュニケーション論」を開講し、理学療法士として社会で活躍するための基礎的能力を醸成している。

その他、理学療法学科及び作業療法学科のほとんどの授業が少人数クラスとなるため、アクティブラーニングを主とした授業運営を行い、自ら考え行動する社会人としての資質を培っている。

2. 教育課程外の実施

本学は、平成23年度から、3年次生と大学院1年次生を対象に「就活塾」をスタートさせた。就職活動の早期からキャリアセンターのスタッフと密接に連携し、優良企業からの内定獲得を目指すプログラムになっている。エントリーシート、筆記試験と面接で、平成25年度は約50人の塾生を選抜し、6月から内定獲得までをサポートしている。少人数のガイダンスや履歴書・エントリーシートの添削指導、模擬面接・グループディスカッションの練習などを行い、就職活動スキルを徹底的に磨いている。自身の実績を残すことに加え、大学全体の就職活動を引っ張る役割も期待している。所属する部活動やサークル活動、ゼミなどを通し、他の学生にも意識が広がるよう促している。内定者は、後輩へのアドバイスをするイベント、就職体験報告会、就活サポーターに参加するなど、就職活動のフロントランナーとして活躍している。

理学療法専攻、作業療法専攻では、大学全体のキャリア支援プログラムと連動しながら医療系に特化した独自の就職活動準備としてのセミナーを平成20年度から開催している。両専攻全体の取り組みとしては、「マナーセミナー」、「就職活動準備セミナー」、「就職活動直前セミナー」、「就職活動最終ガイダンス」の4セミナー・ガイダンスを3・4年次に実施している。これらのセミナー・ガイダンスは、マナー・接遇、自己分析、OB・OGによる就職体験講義、履歴書の書き方、模擬面接を通してのグループワーク、就職内定後の心構えや社会人としての規範、国家試験発表後の対応等、きめ細かい内容から構成されている。

専攻独自のキャリア支援プログラムと共に、ゼミ教員・就職委員による個別の就職相談を3年次より約1年間継続している。公務員受験対策としては、課外講座のノウハウをキャリアセンターより指導を受けながら希望学生には情報を提供している。

臨床実習終了後の就職活動については、国家試験対策や卒業研究との進捗状況を加味して、それぞれの担当教員と連携を図ることができるように、バランスよく学生主体の支援がおこなえるよう配慮した体制が提供できるよう教員間の意思疎通を図っている。

以上の取組を学科への改組後にも継続的に行うことにしている。

3. 適切な体制の整備

学生の就職に対する進路相談に対応し、情報提供を行う部署としてキャリアセンターを設置している。キャリアセンターには、専任7名、嘱託1名、任期付2名、パート4名、進路相談員4名（交代勤務）の職員を配置し、1学年約2,500人の学生の就職指導をより効果的かつ有効に実施していくため、進路指導・相談、就職ハンドブックの作成、就職ガイダンス、各種実践セミナー（履歴書・エントリーシートの書き方添削、マナー、模擬面接、就職試験・適性試験対策、業界説明会等）、面接やグループディスカッションの模擬練習を計画的に行っている。

その他、学生の自主的な就職活動を進めるうえでの環境整備として、求人票、企業案内、就職関係書籍、新聞等を備えた就職資料室の設置や独自の就職情報システムの導入や企業検索（パソコン）コーナーを設置し、学生の就職活動を広い範囲にわたって支援する体制を整えている。

また、各学部（教員）とキャリアセンターとの連携による学生の進路選択を支援していくため、各学部より就職委員を選出し、キャリアセンター所長を委員長とする就職委員会を設置・開催している。

平成19年4月にポートアイランドキャンパスが開設され、有瀬キャンパスとの2キャンパス体制となり、両キャンパスで同一内容のキャリア支援を行っている。

以上